



税の申告はゆとりをもって済ませましょう。

お済みですか 税の申告！

◎申告期限は…

町県民税	3月15日	所得税	3月15日 (納期限も)
		消費税(個人事業者)	3月31日 (納期限も)

申告の相談と提出はお早めに！

申告期限間近になりますと、役場・税務署は大変混雑し長時間お待ちいただくことがあります。早期にゆとりをもって、申告相談・提出をしていただきますよう、協力お願いいたします。

◎町県民税の

申告が必要な方

- 平成8年1月1日現在横芝町に住所があり、平成7年中に所得があった方(ただし、所得税の確定申告をした方を除きます。)
- 給与所得者で次に該当する方
- ▼勤務先から給与支払報告書の提出がなかった方
- ▼給与所得以外の所得が20万円以下の方

▼平成7年中に退職された方

※所得がなかった場合の申告は平成7年中に所得がなかった場合でも国民健康保険税の軽減の判定資料等になりますので、申告書裏面の「所得がなかった人の記載欄」に記入し、提出してください。

◎所得税の確定申告が必要な方

平成7年中の年間合計所得金額(各種の所得金額の合計)が所得控除合計額(社会保険料・配偶者・扶養・基礎控除などの控除金額の合計額)を超える方。

○給与所得者で次に該当する方
▼給与の年収が2,000万円

を超える方

▼給与所得のほかに20万円を超える所得がある方

▼給与を2ヶ所以上から受けている方

○還付申告をされる方へ

所得税の還付を受けるための確定申告書を提出される場合には、給与所得以外の所得が20万円以下であっても、これを含めて申告しなければなりません。

◎消費税の確定申告が必要な方

基準期間(平成5年分)の課税売上高が3,000万円を超える方(課税事業者)で、消費税課税事業者選択届出書を提出された方。

※申告についての問い合わせ先

町県民税は役場税務課(☎82-1111)、所得税・消費税は東金税務署(☎0475-5213121)へ。

固定資産 課税台帳の縦覧

4月1日から4月22日

あなたが町内にお持ちの固定資産(土地・家屋・償却資産)の課税台帳を税務課の窓口で見ることができます。費用は無料です。

●縦覧期間 4月1日(月)～4月22日(月)

●縦覧範囲 本人、または同居の親族がお持ちの固定資産の課税台帳(第三者が所有する分については委任状が必要となります。)



軽自動車の所有状況に変更が
ないか、もう一度確認を。

軽自動車の変更は3月中旬に

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に課税されます。所有状況に変更(転出・名義変更)がある場合は、3月中に手続きを済ませてください。

更・廃車等がある場合は、3月中に手続きを済ませてください。

4月23日まで 軽自動車の減免手続きは

身体に障害のある方で、身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けている方は、申請することにより軽自動車税が減免されますので、4月23日までに手続きを済ませてください。

また、療育手帳の交付を受けている方、精神障害者の通院医療費の公費負担(保健所扱い)を受けている方はご相談ください。

手続きに必要な書類

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかと、運転免許証、印鑑、平成8年度軽自動車税納税通知書

※軽自動車の所有者または、運転者が家族の場合は、使用目的を証する書類(通院・通学証明書)もしくは、民生委員などの証明が必要です。

※くわしいことは、役場税務課(☎82-1111内線225・226)へお問い合わせください。